



大崎商工会員総数833名
(定款・特別会員を含む)
(平成27年7月1日現在)
組織率 64.2%

第58号

平成27年7月10日発行

おおさき新風

発行所 大崎市三本木字
しらとり3-7
大崎商工会
TEL0229(52)2272
FAX0229(52)6847

発行者 丸 一 男

編集 情報・広報委員会

印刷所 (有) 南郷印刷

題字 高橋秀晃
(鹿島台)

——平成27年度第11回—— 大崎商工会通常総代会



平成27年度通常総代会を開催！

「小規模基本法及び小規模支援法」の施行に基づく「経営発達支援計画」の策定及び申請認定

「小規模事業者の経営計画策定の推奨及び更なる経営支援の充実」

平成27年度通常総代会（第11回）が去る5月22日（金）午後2時より大崎市田尻農村環境改善センターにおいて、伊藤康志大崎市長（代理・堀越産業経済部長、）をはじめ、多数のゲストを迎え、総代82名の出席により開催された。

議事に先立ち、宮城県知事褒状、全国商工会連合会長表彰、宮城県商工会連合会長表彰、大崎商工会長表彰等が行われ、44名が表彰の栄に浴された。

つづいて、議長選出が行われ佐々木一夫氏（田尻地区）が選出され、上程された5議案全てが満場一致で可決承認されました。

第6号議案の任期満了に伴う役員選任の件については、別紙の役員の方々が選任されました。

大崎商工会

本所・三本木支所	〒989-6321 大崎市三本木字しらとり3-7 TEL52-2272 FAX52-6847 E-mail:oosakis1@feel.ocn.ne.jp
鹿島台支所	〒989-4103 大崎市鹿島台平渡字東銭神1 TEL56-2453 FAX56-3053 E-mail:oosakik01@gamma.ocn.ne.jp
松山支所	〒987-1304 大崎市松山千石字松山306-1 TEL55-3442 FAX55-4512 E-mail:oosakim01@gamma.ocn.ne.jp
田尻支所	〒989-4415 大崎市田尻字太子堂107-1 TEL39-0405 FAX38-1230 E-mail:oosakit01@axel.ocn.ne.jp

URL <http://www.oosaki.miyagi-fsci.or.jp/>

平成27年度通常総代会において選任された新役員の皆様



会長 門間 忠良



副会長 手代木 悟



副会長 江村 克志



筆頭理事 佐藤 厚



理事 和賀 昭浩



理事 荒 孝治



理事 大友 禎夫



理事 笠原 啓二



理事 鹿野 利徳



理事 齋藤 治



理事 佐々木 賢司



理事 稲部 仁一



理事 佐藤 祥温



理事 澤口 健一



理事 堀 健太郎



理事 鈴木 健司



理事 関根 威



理事 中村 一彦



理事 二瓶 栄毅



理事 橋本 正人



理事 森 毅



理事 柳田 義篤



理事 吉村 研



理事 伊東 仁



理事 郷古 高雄



理事 手代木 福太郎



理事 菊地 秀子



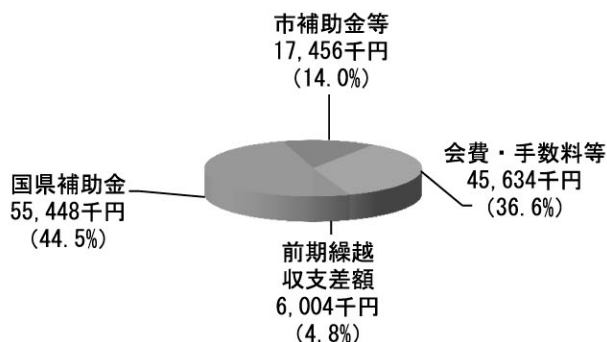
監事 池田 康明



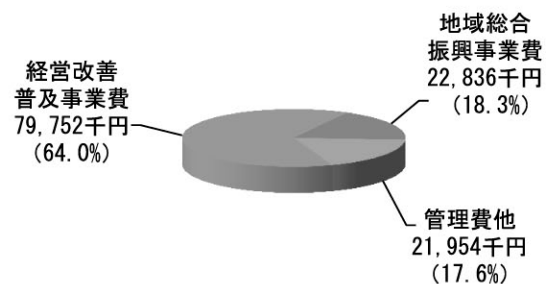
監事 小坂 弘是

平成27年度 収支予算の概要

収入の部 142,542千円



支出の部 127,853千円



平成27年度事業計画・重点事業

【重点事業】

1. 小規模事業者基本法施行に伴う小規模事業者持続化補助金への申請支援
1. 大崎市が取り組む創業支援事業計画に対する協力、連携
1. 消費税率引き上げや米価下落等に伴う景気対策事業の継続的な実施
1. 商業活性化を図るための商店街再編調査・研究事業の実施
1. 地域振興・地域貢献事業の継続的な推進
1. 商工会組織・財政基盤の強化

1. 小規模事業者基本法施行に伴う小規模事業者持続化補助金への申請支援

中小企業基本法が成立して以来51年ぶりとなる経済産業省にとっても戦後2本目となる小規模基本法及び小規模支援法が26年6月20日に可決成立した。

この法律施行により、小規模企業政策の充実が図られ、小規模企業が成長発展できる機会や環境がつけられることになり、その先駆けとして平成25年度補正予算事業として「小規模事業者持続化補助金」が創設され、本会でも県内第2位（24件）の申込みがあった。

昨年度は全国的にも申請者が殺到し、採択もれが多数発生したため、今年度は予算枠が大幅に拡大され、本会としても、会員多数の申込みを期待し、経営指導員全力で支援し、申請件数全件の採択に向けた強力な指導、支援を行う。

2. 大崎市が取り組む創業支援事業計画に対する協力、連携

大崎市が取り組む産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画について、関係機関及び経済団体と連携し、創業支援の相談窓口の設置、創業支援に関する融資制度の斡旋、空き店舗対策事業の紹介、販路開拓、商品開発等、創業者が抱える悩みや課題解決に対して、対応、アドバイスをを行うとともに、支援機関や専門家等と連携を密にし具体的な創業に対する支援を行っていく。

3. 消費税率引き上げや米価下落等に伴う景気対策事業の継続的な実施

昨年に引き続き、大崎市内の商工会及び商工会議所が連携し、消費税率の8%への引き上げや米価価格の大幅な引き下げに伴い、景気の末端を担う地域経済の消費需要等の落ち込み等が予想される中において、大崎市の多大なる支援を得、商工会等が中心となり、プレミアム（割増）商品券を昨年度実績より約2倍発行し、地域全体の消費に活力を与え、地域経済の活性化を目指す。

4. 商業活性化を図るための商店街再編調査研究事業の実施

景気の沈滞や震災により廃業や後継者難等により商店街の空き店舗が激増、スタンプ会会員等の激減により、商店街機能が低下し、商業の衰退が著しい中、商店街のあり方や今後の商店街活性化にむけた個店及び商店街診断事業を宮城県商工会連合会の支援を受けながら実施する。

5. 地域振興事業の継続的な推進

商工会内地区で実施している商工会地域振興事業については、今後も継続的に実施するとともに、「地域貢献アピールプラン」に基づき、「地域になくってはならない商工会」を積極的にアピールするとともに、地域の住みよい環境づくりについて青年部・女性部が中心となり、「春・夏祭り・地域清掃活動・こども見守り隊等・どんと祭等」積極的に展開する。

6. 商工会組織・財政基盤の強化

商工会組織率向上運動計画に基づき、毎事業年度1%以上の組織率アップを目指し会員加入推進運動を役職員一丸となって展開するとともに、自主源比率を向上ため記帳機械化、ネットde記帳による受託事業所の拡大並びに各種共済加入推進を強力に推進する。

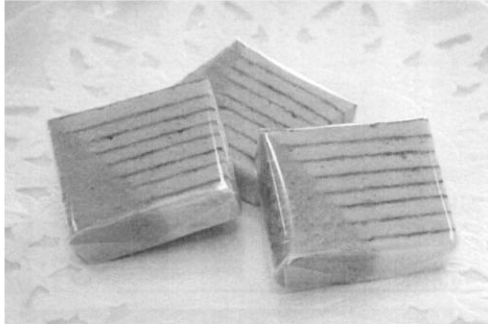
（敬称略）

新会員の紹介
（27.7.10現在）

事業所名	代表者名	住 所	電話番号	事業内容
松 野 工 務 店	松 野 正 明	田尻沼部字寺田65	25-4535	型枠工事業
Star Maker Cafe	大田子 祐 二	三本木字善並田12-1	25-4216	飲 食 業
花 里	佐々木 慶 一	鹿島台木間塚字小谷地276-5	56-4324	土 木 ・ 請 負
ヤマト運輸(株)大崎支店	仲野谷 剛	古川駅東1-16-4		運 輸 業

第1回おおさきスイーツコンテスト

グランプリ作品 **「酒粕バウム」**
大崎市三本木 気仙堂 鈴木美智子さん



大崎産の米粉を使用し、しっとりとした8層に焼き上げたバウムクーヘンを酒粕入りのチョコレートでコーティングし、アーモンドと酒粕の風味が生きたスイーツです。

準グランプリ作品 **「大崎ふつつマカロン」**
スイーツ工房 大正堂 佐々木伸也さん



大崎産の甘酒をマカロンのサンドクリームに加えることにより、酸味をおさえコクを出しました。地場産のフルーツを変えることによりバリエーションが増やせます。

マイナンバー制度の概要と税務について

- 平成27年10月以降、国民一人一人にマイナンバー（個人番号）が通知されます。
- 住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。（簡易書留）
- 市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
- 法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、どなたでも自由に使用できます。
- 平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要となります。
- 番号が漏えいし、不正に使用される場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

【社会保障】

年金・労働
医療・福祉

- ・年金の資格取得や確認・給付
- ・雇用保険の資格取得や確認・給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付・生活保護

【 税 】

- ・税務当局に提出する申告書・届出書・調書などの記載
- ・税務当局の内部事務

【災害対策】

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

青年部員・女性部員募集!!

大崎商工会青年部・女性部では部員を募集しております。

青年部・女性部は資質向上を目指し講習会や先進地視察研修等研修事業を行い、更に地域の祭り・各種イベントを実施・協力し地域振興を担っており、他の市町村の青年部・女性部とも情報交換や親睦を図り、事業発展のチャンスや新たな自分を発見する場を提供しております。詳しくは各商工会まで。

青年部に参加できる方

商工会に加入している事業所の45歳までの経営者・後継者の方です。
賛助部員として加入もできます。

女性部に参加できる方

商工会の会員（法人ではその役員）もしくはその配偶者、又は会員の親族であって、その事業に従事している方、年齢に関係なく女性の方は加入できます。